

設計業務委託特記仕様書

- 1 業務委託の名称 高齢者福祉施設改修工事設計業務委託
- 2 委託場所 野田市鶴奉270番地の5
野田市鶴奉280番地
- 3 履行期限 令和9年3月26日
- 4 管理技術者・照査技術者の資格要件
 - ・管理技術者 : 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・照査技術者 : 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
- 5 業務の処理
 - ・受注者は、調査職員と協議して業務に必要な調査を行い、資料及び設計図書を作成する。
 - ・受注者は、業務の進捗状況に応じて調査職員に報告し、十分な打合せをしなければならない。
 - ・現地調査にあたっては、作業日程及び作業内容を調査職員と打合せの上、施設管理者に連絡し承諾を得なければならない。
 - ・対象建築物の現地調査を十分に行い、関係法令に基づいた諸手続を行うこと。
また、提出物の作成に当たり、考え方や根拠を明確にし、十分な照査を行うこと。
- 6 秘密の保持
 - ・受注者は、本業務で知り得た事項及び関係資料を当該業務に係わる者以外にもらしてはならない。
- 7 業務の仕様
 - ・本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務等委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。
- 8 業務の内容
 - ・本業務は、特別養護老人ホーム鶴寿園（従来型）（野田市鶴奉270番地の5）及びデイサービスセンター鶴寿園（野田市鶴奉280番地）の改修工事を行うための実地調査を行い、積算業務を実施するものとする。
 - (1) 既存建物概要
 - 1) 特別養護老人ホーム鶴寿園（従来型）
平成10年建築 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 延べ床面積2,764.61 m²
 - 2) デイサービスセンター鶴寿園
平成8年建築 鉄筋コンクリート造 延べ床面積732 m²

(2) 設計の与条件

1) 工事期間中は、入居者が生活及び通所者が利用していることとして計画する。

2) 建物改修工事

①特別養護老人ホーム鶴寿園（従来型）

ア建物外部

屋上防水工事、勾配屋根の改修

外壁の補修(塗装、防水)

給排水設備改修

貯水槽更新(特別養護老人ホーム鶴寿園(従来型)、デイサービスセンター鶴寿園、今回未改修の特別養護老人ホーム鶴寿園(ユニット型)で使用)

キュービクルの更新(今回改修予定の2施設分)

特別養護老人ホーム鶴寿園(従来型)の非常用電源(発電機等)の検討

イ建物内部

既存浴室の改修

厨房(栄養士事務室、休憩室、トイレ等を含む。)の改修

水回り(トイレ、洗面台)の改修

建具の改修

内壁クロス・天井仕上げ・床材の張替

小荷物専用昇降機新設(建物内部に新設)

L A N配線の更新

②デイサービスセンター鶴寿園

ア建物外部

屋上防水工事、勾配屋根の改修

外壁の補修(塗装、防水)

3) その他

調査職員の指示する事項の調整、検討及び協議

(3) 設計図書の作成

①現地調査報告書

②建築・機械設備・電気設備の各種設計図面

③関係法令に基づく手続、諸官庁への提出書類・協議事項の作成及び代行

④概算工事費積算書・工事工程表(想定案)

⑤工事費積算書関係【概算工事費(概略改修平面図等)令和9年2月26日まで】

a. 工事内訳書

b. 積算数量調書(※数量積算に伴う拾い図面(チェック図)も合わせて提出。)

c. 積算数量算出書

d. 複合単価等作成資料

e. 見積書・見積一覧表(メーカー価格比較表)

注) 単価設定に使用した3者見積りを比較表に整理し提出すること。

⑥改修範囲の石綿含有調査(79箇所)を実施し、分析結果を改修設計に反映させること。

9 成果品の提出

提出する設計成果品は、原則として下記の設計業務委託成果品一覧による。

※成果品については、最新単価を反映したものとする。

また、これ以外で提出を要するものについては、調査職員の指示により提出すること。

◎設計業務委託成果品一覧

名 称		数量	備 考
計画書・打合せ議事録及び関係機関等協議録			
①	現地調査報告書	1部	A4フラットファイル
②	打合せ議事録・関係機関等協議録		
設計図面			
①	白焼きバラ図面（縮小A3版）	1部	クリップ止め
②	CADデータ （図面データはJww及びPDF形式とする。）	1式	
工事費積算関係			
①	金入り内訳書（決裁用×1）	1部	クリップ止め
②	金抜き内訳書	5部	
③	数量調書	1部	A4チューブファイル
④	見積書・見積比較表・積算根拠となるすべての資料等		
⑤	複合単価表		
⑥	代価表		
その他			
①	デジタルデータ （計画書・議事録・工事費積算関連データを含む。）	1式	CD又はDVD
<p>※上記の設計図面及び計算書等については代表的なものであって、工事に必要となるものについては作成すること。</p> <p>※設計業務委託成果品一覧に記載なき事項については、調査職員の指示により作成すること。</p> <p>※設計図面は、工事費積算上必要なものとして最低限以下の図面を想定する。 [図面リスト、建築特記仕様書、配置案内図、各棟毎各階平面図、部分詳細図、展開図、立面図、断面図、矩形図、建具図、家具図、仮設設計図、機械設備特記仕様書、機械器具表、凡例、撤去表、各棟毎各階設備図、電気設備特記仕様書、各棟毎各階電気設備図]</p> <p>※積算における設計内訳書の作成は、エクセルに計算式を入れて作成すること。</p> <p>※成果品については、ボックス（TENMA ROX）に入れて納入のこと。 図面ファイル、A4ファイルの表紙、背表紙には業務委託名称、完成年月、設計者名称を記載する。</p>			

10 成果品の提出期限

原則として成果品の提出は、履行期限とするが、成果品のうち調査職員の指示する図書については、その都度、提出するものとする。